

■京都労働局長登録教習機関第1号
登録有効期間平成31年3月30日

※床上操作式クレーン

■京都労働局長登録教習機関第1号
登録有効期間平成30年1月24日

※小型移動式クレーン

■京都労働局長登録教習機関第1号
登録有効期間平成30年4月14日

■京都労働局長登録教習機関京安衛推第4号
登録有効期間平成29年11月5日

■京都労働局長登録教習機関京衛推第2号
登録有効期間平成29年11月15日